

平成15年度第5回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成15年10月15日(水) 午後1時30分から午後3時40分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 長田 洋子 委員
沼倉 雅枝 委員 加藤 徹 委員 遠藤 勝彦 委員 徳永 幸之 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、三浦企画部長よりあいさつ申し上げます。

企画部長 企画部三浦でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

この6月に、委員の皆様方に調査審議をお願いいたしましたわけでございます。きょうを含めまして5回の部会、さらに延べ5回の分科会、また2度にわたる現地調査が開催されました。そして、これまで39の事業につきまして、さまざまな視点からのご示唆、ご提言、ご意見をいただき感謝申し上げる次第であります。

また、この間、事務局の方から送らせていただきました膨大な資料を貴重な時間を割いて事前にごらんいただきますなど、大変ご負担をおかけいたしました。あわせて、そのご労苦に対しまして感謝申し上げます。

本日は、加瀬沼公園整備事業につきまして再審議をしていただきましたのちに、答申案をご審議願うことになっております。この答申は、行政評価委員会の意見として取りまとめていただくわけですが、後日、森杉部会長さんの方から知事あてに答申を行っていただくことになっております。県では、これから答申を踏まえましてさらに評価を行い、それぞれの事業について評価書を作成いたします。これは、答申として皆様からいただきましたご意見の一つ一つに対しまして、県において考えを整理した上で、作成することとしております。

いただきました貴重なご意見に基づきまして、今後とも県民に対する説明責任を果たし得るよう透明性の高い公共事業再評価の実施に努めてまいりたいと、かように考えております。

どうか委員の皆様におかれましては、今後とも忌憚のないご意見をいただきますよう心からお願い申し上げます。

終わりになりますが、委員の皆様方のご熱意をしっかりと受けとめまして、これからの県政の糧としていくという、県としての決意を改めて表明させていただきます。ごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございます。あわせて、よろしく願いいたします。

司 会 本日は、行政評価委員会公共事業評価部会委員とし7名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、岡田委員、高橋委員、両角委員につきましては、本日所用のため欠席なされております。

ここで、お手元のマイクの使用方法についてご説明申し上げます。

ご発言の際には、右下のマイクスイッチをONにさせていただき、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認いただいてからお話してください。発言が終わりましたら、マイクスイッチをOFFにしてください。ご面倒をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしく願いいたします。

森杉部会長 議事進行を務めます。

まず、議事録署名委員のご指名をしたいと思えます。今回は、沼倉委員と遠藤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会議の公開についてですが、会議は公開です。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要綱」に従うようお願いいたします。

写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして議事に入ります。

まず、(1) 詳細審議事業についてですが、加瀬沼公園整備事業について再審議をおこなっていきます。

それでは、まずは前回、お願いしました事項について県からの追加説明をお願いいたします。

公園緑地室長 それでは、加瀬沼公園の追加説明ということで本日、配付させていただいております資料によりまして、現在進めております変更案等につきましてご説明を申し上げます。

参考資料4、公園事業追加資料(平成15年10月15日版)をお開き願いたいと思えます。

1. 「加瀬沼公園事業」B・C地区の今後の整備方針につきましてご説明を申し上げたいと思えます。

資料の最後のページに加瀬沼公園の計画図面をつけておりますので、ご参照願いたいと思えます。あわせて写真等もつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

この地区につきましては、都市近郊に残されました緑豊かな地域であることから、現存している山道等を有効に活用し、現在の自然環境を生かして自然に親しみながら公園を利用できるよう配慮し、整備することとしております。

施設の整備につきましては、まず、園路につきましては現在の山道を活用し、拡幅等を行わないことを基本に、勾配の急な箇所での土砂流出防止を兼ねた擬木階段、安全柵の設置等必要な安全対策を行い、園路は舗装を行わず現状での利用を図ることとしております。図面上の黄緑色の線で示しておりますのが園路でございます。あわせて写真の、これは現況の山道でございますけれども、基本的にはこのまま利用していきたい。は擬木階段のイメージ写真でございます。このような形で整備を進めていきたいと考えております。

次に、駐車場、トイレ等でございますけれども、B地区とC地区の境付近、この地区につきましては現況が畑地になっております。図面ではちょうどBの上の方、

黄緑色で塗ってある地区でございます。写真につきましては、 をごらんいただきたいと思ひます。赤で囲いました上の方が、この地区になります。この地区につきましては、沼周辺の中でも比較的高台に位置しておりまして、平地が確保されており眺望が期待できる場所であることから、憩いの場所、広場として利用できる施設を配置することとしておりまして、駐車場、トイレ、あずまや、野外ベンチ等を計画しております。

それから、その他の施設としましては、外周柵、管理用の門扉、案内図等の標識類を計画しております。写真は から 、イメージ写真ですけれどもごらんいただきたいと思ひます。

次に、この変更案による事業費についてご説明を申し上げます。加瀬沼公園事業費内訳表をごらんいただきたいと思ひます。

この中で第2回変更認可と記載しているところがありますけれども、これが現在の認可となっております。第3回変更認可(予定)が今回の変更案に対する事業費の内訳となっております。本工事につきましては、26億2,000万円ということで現在の認可よりも約20億7,000万円減となります。

それから、用地費につきましては10億5,600万円増となりまして、合計で88億3,400万円を予定しております。現認可より10億9,500万円減ということになります。

それで、本工事等で変更しました施設等につきましては、摘要欄に書いてあるとおりでございますけれども、主なものとしたしましては修景施設工でB・C・E地区の植樹工等の減工。それから、休養施設工としましてB・C展望台、あずまや等の減工。それから、教養施設工としましてのE地区の研修棟の減工。それから、管理用フェンス等は増工になっております。それから、電気設備工のB・C・E地区の照明施設等が変更の内容となっております。

次に、費用対効果、B/Cについてご説明を申し上げます。

資料の3ページになります。

先ほど説明いたしました建設費等に基づきましてB/Cを算定しております。A地区、D地区につきましては、算定の対象外としております。B地区でございますけれども、B/Cが0.93でございます。C地区につきましては1.63、BCを合わせました地区のB/Cにつきましては1.24、E地区につきましては1.89ということで、全体のB/Cにつきましては1.75でございます。

以上が今年度末に予定しております事業認可変更の概要でございます。

また、この計画に基づきました再評価調書につきましては、参考資料ということで一緒に配付させていただいておりますので、ご参照願いたいと思ひます。

再評価調書についてでございますけれども、事業の概要等につきましては事業内容の部分ですけれども、E地区、A地区につきましては変更ございません。B地区につきましては散策路等、それからC地区につきましては園路、草地広場、便益施設等、それからD地区については整備予定なしと、このような形で変更させていただいております。

それから、事業の進捗状況でございますけれども、当初事業費が50億円、今回の変更で考えおりますのが88億4,000万円ということでございます。それで、平成14年度までの事業費が54億5,000万円、残事業費が33億9,000万円ということになりまして、全体の進捗率が61.7%、用地買収進捗率が47.

7%、工事進捗率が51.3%ということになります。

それから、3ページ以降、費用対効果でございますけれども、先ほどご説明した内容に基づきまして費用対効果につきましても修正をさせていただいております。6ページ、費用対効果の検証で便益が218億円、費用につきましては124億円ということで、費用便益費、B/Cが1.75ということでございます。

次に、事業用地の買収につきまして、なぜ、用地買収をしなければならないということについてご説明を申し上げます。

これにつきましては参考資料4の1ページ、2.事業用地取得についてというところをごらんいただきたいと思います。

現在、加瀬沼公園につきましては、都市公園としての都市計画決定を受けまして、都市計画法に基づく事業認可を受け事業を実施しております。

また、一部地域につきましては、自然環境保全条例に基づきます緑地環境保全地域に指定されている状況でございます。

まず、事業認可による都市計画事業ですけれども、用地の権原を取得しまして都市公園として開園することを目的として事業を行っております。この権原につきましては、所有権が一般的でございますけれども、地上権、それから賃借権、所有者の同意に基づくものでも差し支えないとされております。

しかしながら、底地が民地の場合、一般的に無償借地ということはありません必ず賃借料が発生することになります。そういったことから公園としての持続性を考えますと、底地を買収した方が有利ではないかと考えております。

また、規制等に関しましては、事業認可に基づく事業地内においては事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更、もしくは建築物の建築、その他工作物の建設を行う場合には知事の許可が必要で、さらに土地収用法が適用されるなど強い規制が働いております。

これに対しまして、都市計画決定だけの都市計画区域におきましては、階数が2以下で、かつ地階を有しない。主要構造部が木造、鉄骨づくり、コンクリートブロックづくり、その他これらに類する構造などの要件に該当し、かつ容易に移転、除却できるものについては許可をしなければならないとされております。

また、緑地環境保全地域につきましては、宅地を造成し車道を開設し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。高さ10メートル、または床面積の合計200平方メートルを超える建築物の新築、改築、増築などの行為に対しては、知事に届け出なければならないとされておりますけれども、いずれのものにつきましても開発行為に対しましては緩い規制となっております。

こういったことから現在の緑地を保全しながら公園として永久的に使用すると考えた場合、現在の事業認可を継続し、強い規制を働かせながら用地を買収していくことが妥当であると考えております。

以上で加瀬沼公園の追加説明を終わります。よろしく願いいたします。

森杉部会長 ありがとございました。

ご説明ありましたことは、今後の方針についてと、それに基づいての投資効果等の値の修正、並びに用地買収の必要性についてのご説明をいただきました。ご審議のほどをお願いいたします。

加藤委員　　そうしますと、きょう配付いただきました再評価調書、これが前にいただいている調書にかわって残ると考えていいんですか。

公園緑地室長　　現在、まだ事業認可変更については申請していない状況でございます。そういったことで現在の認可につきましては、99億円という事業費が生きているといいですか、それが正式な事業計画となります。今回の再評価調査につきましては、参考資料という形でつけさせていただいたということでご理解をいただきたいと思いません。

加藤委員　　それはわかりました。それで、参考資料の分の事業費が88億4,000万円に変更になりまして、その下の(うち用地費)の55億5,000万円というのは、これはどこから出てくるんですか。事業費の内訳表で総事業費は88億3,000万円がいいと思うんですが、(うち用地費)というのと、この表から見ると51億5,000万円、そういう形になるんだと思うんですが、そうではないんですか。

公園緑地室長　　この(うち用地費)の内訳でございますけれども、用地費、それから補償費、それから事務費等、これを含めまして算定しておりますので、このうち用地費、補償費につきましては51億4,000万円ということになっております。

長田委員　　まず、一つ、ちょっとわからないところを教えてくださいなんですが、加瀬沼公園C地区の写真なんですが、この赤い線はここから向こう側を公園予定地としているということなんですか。

公園緑地室長　　写真の赤い線でございますけれども、これは公園区域の境界となります。ですからこれよりも上の方が公園区域となります。加瀬沼公園の図面で黄緑色の部分がございますけれども、これを真横から見た形となります。

長田委員　　総予算を減らしたということは、私たちの意見が入れられたのかどうかは別として評価できるかなという気がいたします。でも加瀬沼公園の工事というのは、ほかの工事とあわせて考えますと、急を要する工事だとか、住民にとってどうしても必要な工事というわけでもない部類だと思うんです。県の緊縮財政の中で優先順位としては低くなるかなという印象はいなめません。

それで、加瀬沼の工事の中でも緊急を要するものがあるとすれば土地の手当てなのかなと。この間からの審議の中で何となくわかりましたので、まず土地をきちっと手当てする予算をつけて、あと道路とか便所だとか、それはもうちょっと後ろの方にずらして考えてもいいのかなと。それで、工事の予定をちょっと教えていただけないでしょうか。

公園緑地室長　　説明が漏れて大変申しわけございません。資料の中に「加瀬沼公園事業スケジュール(案)」というのがございますので、ごらんいただきたいと思っておりますけれども、黒の部分が今回考えております工程でございます。用地買収につきましては、これまで少しずつ進めてきましたけれども、本格的に始まりましたのが平成13年度からということで、下のところに用地買収B、C地区ということで線を引いており

ますけれども、13年度から大体27年度ぐらいまでかかるのではないかなと考えております。その上が施設整備の工程になりますけれども、実際に工事の方に入れるのは早くとも平成21年、こういった時期になるのではないかなと考えております。そういったことで基本的な考え方としましては、用地買収をどんどん先行させていきたいと。施設整備につきましては若干時間的にありますので、今後の経済状況とかを見ながらでも進められるのではないかなと考えております。

徳永委員 このスケジュール表を見て気がついたんですが、工事はD地区もあるんですね。何をやるのかと思って見たら散策路とか釣りデッキというのが整備項目に書かれてあるんですが、これは今回の見直しの中には含まれてなくて、そのまま整備されるということになるのでしょうか。

公園緑地室長 D地区の湖面の部分ということでしょうか。

徳永委員 すみません、私、古いのを見ていたんで。そうすると、今回の参考資料の中では整備なしになるんですね。今、ご説明いただいたのはB、C地区だけでしたけれども、D地区も見直しをして削りましたということですね。

公園緑地室長 D地区につきましては、水面保全エリアということで散策路、釣りデッキを計画していたわけですが、今回の計画では削除しております。

田中委員 事業費の内訳表でかなりの部分が削減されているということなんですけれども、この中で管理施設工が約1億円ぐらいふえている。管理用フェンス、こういったものは計画的にきちりできるものかなと思います。値段もそんなに変動するものではないでしょうし、これがこんなに大きくふえて、かつ残事業があるというのは用地の買収との絡みですか。進んでないとか、そういうこととの関係なんでしょうか。

公園緑地室長 今回、管理施設工が9,000万円ふえまして、残事業費が約1億8,000万円ということですが、管理用フェンスにつきましては、当初簡易なネットフェンスのようなもので考えていたわけですが、やはり壊されるおそれ強いということで、ある程度丈夫なものでやった方がいいんじゃないかということで若干単価アップしております。それから、危険箇所での安全柵、これについては当初考えていなかったわけですが、今回、現地等を調査しまして、そういったものも必要ではないかということで計上させていただきました。

田中委員 具体的には、写真に出ているこういうフェンスに変わったということですか。

公園緑地室長 写真のようなフェンスで考えております。

森杉部会長 ご意見ありませんか。

遠藤委員 参考資料4の2ページなんですけれども、後ろの方に「開発行為に対する緩い規制にとどまっている」とあって、その下の段に「強い規制を働かせながら」と書か

れているんですけれども、スケジュール表から用地買収に関しては今後十一、二年間かかる予定だと思えます。その間に土地の乱開発や建築物の構築等々考えられると思うんですけれども、具体的に「強い規制」というのは可能か、それともどういう規制を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

公園緑地室長 現在、この地区につきましては事業認可を受けて事業をするということで、基本的には用地買収すると。いろいろな開発行為に対しましても、先行的に用地買収をしていくということで考えているわけなんですけれども、現在の財政状況等からなかなか予算的な手当てができないということもありますので、地権者の方々とその辺につきましてはお話をさせていただきながら、できるだけ用地買収を進めて行くということでございます。

森杉部会長 これは、都市計画事業で認可されているわけです。ですから現在のままで新しく申請をして計画事業が認可されたならば、相変わらずきつい規制が働くわけです。建物も建てられないし、県知事の許可がいるようになっているんです。そういうことですね、遠藤委員のお知りになりたいことは。だから事業認可を受ける限りにおいては、きつい規制が働きますから。それはどういうことかということ、用地買収をするということです。ですから土地を買収せずに規制をすることはできるかということになると、それは難しい。しかし、土地を買収するという事業認可を決定しておく、きつい規制が働きますよと、こういうことですね。

公園緑地室長 県といたしましても事業認可を受けて進めているわけですので、できるだけ早く用地買収を進めていきたいという思いはございますけれども、なかなかそのようなわけにはいかないという状況でございます。

沼倉委員 修正案も建前的には前の99億円の事業費だと思えますが、このように県の中で修正案が出てきておりますので、修正を検討するということを前提に我々は意見を付議していくことになるのかなと思っております。

それで、参考資料4の3ページでB/Cをエリアごとにやっていますけれども、どうしても1を切っているB地区があるというのが私は気になりますので、本当はB/Cは一体として見るのが正解なんだろうと思うんですが、ただ数字で出てくると気になってしまうのがあって、C地区に比べると建設費がちょっと高くなっているのかなということでは、必要最小限以外の設備はなるべく考えていただきたいなというような、感想になってしまうんですけれども。ちょっと余りいい表現ではないんですが、B/Cが低くなっているというのは、効果を分けているところにも原因があるように思うんですけれども、それでも1を切っているという数字がありますので、できればその中でも経費節減に努めていただきたいなど。不必要な設備、どうしても必要だというもの以外のものについては、さらに節減をお願いをしたいと思えます。

公園緑地室長 今のことについてちょっと補足説明をさせていただきたいと思えますけれども、B地区につきましては建設費が若干高めになっております。といいますのは用地関係で、この地区は宅地とか畑、山林以外の地目を結構面積的に多く持っていますので、

どうしても建設費の方が若干割高になっているという状況でございます。

森杉部会長　今の沼倉委員のご意見は、今回の継続という最終的な承認をするとしたときに、附帯意見として事業認可変更を前提としたものであるという方針をできるだけ実行されるよう望むと、こういうになるんですか。

沼倉委員　変更を支持するという形です。

森杉部会長　きょうご提案いただいたような方向に変更して承認を受けてくださいと、こういうことですか。そういう形でいいですか、おっしゃることは。

行政評価室長　前に出していただいた再評価調書を基礎にしてということになると、部会としては当初の再評価調書を承認するかどうかということになるんで、「意見を付して妥当」というくくりになって、こういうふうな見直しというところで妥当であるということになるんでしょうか。

それから、もう一つのやり方は当初の再評価調書、それから、参考資料として出しました変更計画、これをセットして審議しました。については意見を付して妥当であると。その意見とは、変更計画を守りなさいというふうになる。ただ、これは認可の関係で国との関係があるんです。国との協議の問題があるのですが、県としてはこれに直したいということなんです。

公園緑地室長　国との協議につきましては、きょうお出ししました参考資料に基づきまして協議を進めます。あくまでも一番最初にお出しした再評価調書に基づきますのは現在の事業認可でございますので、それをこれに変更するということで、最初からこの参考資料に基づいた協議をしていくという考えであります。

森杉部会長　そういうことですね。

公園緑地室長　現在まだ認可を受けていませんので、参考資料という形でお出ししておりますけれども、県としてはこの参考資料で申請して正式な協議に入るということで考えております。

行政評価室長　県の評価としては、2つがセットで評価です、部会で参考資料の内容でいいですよということであれば、妥当ということになるかと思えます。あくまでも当初の再評価調書でとなると、修正を加えてということになります。

加藤委員　だから最初にどっちの部分ですかとお伺いしたわけです。

森杉部会長　これは参考資料になっていますから、やはり正式には再評価調書、これが正式ですね。参考資料とあるわけですから、継続ですけれども条件としては参考資料のような方針で推進していただきたいと、こういうような附帯事項をつけることになるんですか。取り扱いがわかるためには、これが一番クリアなんですか。

国の方との問題は審議会としては何とも私たちの範囲ではありませんので、結果

的に承認されるかされないかは当面ここではいいですが、このような参考資料のような方法での今後の整備を望みますと、こういう附帯事項をつけるということですか。こういうのが一つの意見ですね、いかがですか。あるいは、それは困ると、ない方がよしいという意見がもしあるならば。

国に対して承認してくださいというためにも、附帯事項をつけた方がいいんじゃないかと、そんな感じもするんですが。

行政評価室長 そうですね。「意見を付して妥当」というくくりで、意見については森杉先生からお話があったように「こういう形にきなさいね」ということでしょうか。

森杉部会長 こういう形で推進を要望しますと、こういうことです。もし継続ならば、そういうことでよしいですか。

徳永委員 私も継続という前提での意見ですが、この参考資料の書き方なんですが、若干わかりにくいんです。一番上に「事業認可変更を前提とした」とあるんですが、その対応を見ていくと事業の進捗状況のところでの計画変更実施年度は平成10年のままですし、それでいて変更金額が88億円に直してあるというのは変なわけです。

それから、コスト縮減の状況についても後ろとうまく対応されてないというか、これまでの削減と今回の検討によって削減されたものがごっちゃに書かれているので、非常にわかりにくいんです。

それから、参考資料4の方でつくっていただいた資料の事業費の内訳表にしても、今までの増加分と今回の削減分と相殺されてますから、さらによくわからないのかなという部分があって、今回見直された結果として21億円減ったということではないですね。そういうことをもう少しはっきり書いていただいた方がよりいいのかなという感じがするんですが。

せっかくこれだけ頑張っって削りましたよという努力が薄まってよく見えないんじゃないかなと、そんな感じがするんですけども。

加藤委員 細かいところを確認させていただきたいんですが、参考資料の中のスケジュール(案)のところなんですが、聞き漏らしたのかもしれませんがC地区の工程が平成21年度から、前の予定よりも3年ぐらい早くなってきております。用地買収の方は前の計画よりもさらに3年ぐらい延ばすと、そういう見込みを立てられていて、C地区の工事を前倒しして3年ぐらい早めて着工されるというのは、先ほど長田委員からも具体的な施設整備は少し遅くてもいいんじゃないかという意見もありましたのとあわせると、このところは何か特別の理由があるんでしょうか。

公園緑地室長 C地区の工事開始は平成21年度としているわけですが、これにつきましては何か施設をつくるということではなく、管理用フェンスを先行してやっていこうかという考え方で、若干前倒しさせていただいたということでございます。

森杉部会長 徳永先生ご指摘の参考資料の方、変更全体事業費というところが昭和61年度になっていると、こういうことですか。

徳永委員 年度は直してないんですが、金額の方だけ直されているわけです。ですから15年度予定か16年度、そういうことになるんだろうと思うんです。

公園緑地室長 申しわけございません。計画変更実施年度ということで「平成10年度」となっておりますけれども、これは「平成15年度(予定)」とさせていただきたいと思っております。

森杉部会長 これを修正するというのでよろしいですね。
次は、費用節約の中身をわかりやすくしてほしいということですが。

徳永委員 運動施設のグレードを抑えるというのは、もう終わった話ではないんですか。まだこれから残っている中で運動施設のグレードを抑えるということではないでいいですね。

森杉部会長 事務局にもお聞きしたいんですが、徳永先生のおっしゃることは、参考資料の方の2ページ目に「全体事業費の変更状況とその要因」というのがありますか、このお話ですか。

徳永委員 それとも連動します。

公園緑地室長 事業費減額、いわゆるコスト縮減ということなんですけれども、既に完了しましたE地区につきましても大分グレードを下げた形で施設整備をしておりますので、その分での事業費減、これもございます。そういったことからE地区を含めた全体のくりとということで書かせていただいたということでございます。

徳永委員 そちらの方は一番最後に「さらに現在見直しを行っている」と、これも1ページ目との整合性でちょっとおかしくなりますけれども。それで、B、C地区は抑えますよという話はされているんですが、3ページのコスト縮減状況の方は、これはE地区の話しか書かれてないのかなと。B、C地区で大幅な削減が図られたのではないかという気がするんですが。ごく簡単に書かれてますが、ここは参考資料4の部分に相当するわけですね。

沼倉委員 参考資料の工事の内訳を見ると運動施設と教養施設の工事の削減は合わせても2億2,000万円ぐらいなんです。何が一番大きく減ったかというところと修景施設が9億4,000万円の減額になってますので、こちらをちゃんと記載した方がよろしいんじゃないかというご意見かと思うんですけれども。

徳永委員 参考資料4と参考資料を対応させてもらえればいいのかと思うんですが、2ページのところでも大型遊具やサッカー場のグレードを下げた21億円となっておりますが、さらに現在見直しを行っているB、C地区は散策路程度の整備に変更する予定であると。今回の21億円の削減については、そこまででということでは理解してよろしいんですか。

公園緑地室長 参考資料（再評価調書）の3ページ、コスト縮減の状況の中にE地区が入っていないと、確かにそのような表現になっておりますので、これにつきましてはもう少し全体を見渡した形でもう一度整理させていただきまして、これにつきましては大変申しわけありませんけれども修正させていただきまして、差しかえという形にさせていただきます。と思います。

森杉部会長 それでよろしいですね。
ほかにご意見お願いいたします。

遠藤委員 21億円の事業費の削減ということで大分ご苦労なさったと思うんですけれども、一つお願いといたしますが、注文をさせていただきたいと思います。
前回ちょうどいしました資料で平成4年度以降に水質の汚濁の数値が倍になったということで、せっかく都市部にあのくらい大きい湖沼がありますので、水質の保全にも意を注いでいただきたい。資料を見せていただきますと、水面に関しては事業予定なしとなっているんですけれども、その辺環境対策課なりと手を携えて水質の保全というところにも目を向けてほしいと、そんなふうに思います。

森杉部会長 いいご意見だと思いますので、皆さんの合意をいただけるとと思います。ほかどうぞ。

大体今までのご意見を聞いてますと、変更で基本的な方向はわかったと。お金は節約できるようになりましたと。それから、自然を保全するような施設整備は必要だろうと。こういう認識をもとに皆さん、継続でよろしいという形と判断いたしますが、継続の場合は、先ほど申し上げましたように参考資料のような方針で推進を要望しますと、こんな附帯事項で継続としたいと思いますが、そんなところでもよろしいですか。あと要望としては水質の保全にも留意をお願いしたいと。意見としてはこういうことですが、附帯事項がよくわからないんですけれども、今までありました要望は、「要望」と格好での取り扱いで継続というふうにしたいと思いますが、それでよろしいですか。（「よろしいです」の声あり）ありがとうございました。

それでは加瀬沼の審査を終わりにして、これですべて今年度の審査は終わりました。

10分、休憩します。

休憩（午後2時35分）

再開（午後2時45分）

森杉部会長 審議を再開いたします。
議事次第の2ですが、全部の審査が終わりましたので、今年度の再評価に関する答申案について審議いたします。
原案について室長の方からお話を伺います。

行政評価室長 それでは、私の方からご説明させていただきます。
審議資料1、答申案という部分をお出しさせていただきたいと思います。
まず、体裁でございますが、行政評価委員長と部会長の連名ということで、これ

は昨年と同じような形で答申をするということです。

答申についてでございますが、部会で審議した結果は下記のとおり。なお、事業の実施に関して部会で出された意見は別紙のとおりということで、下記のとおりが「審議結果」、別紙として「部会で出された意見」という2部構成になっています。

それで、審議結果でございますが、「事業継続」とした県の評価を「妥当」とした事業ということで、これは詳細審議、概略審議を含めまして39事業中38事業。これらについては、参考資料1、2ということで、部会とか分科会でその内容をまとめたものがございますけれども、この中でそれぞれ「妥当」、それから「意見を付して妥当」という形で前に審議していただいたものです。それで38事業が継続を妥当とする。附帯意見については、部会から出され意見という形で次のページに載せてあります。

次に、2の加瀬沼の関係でございますが、「事業継続」とした県の評価に対してとした事業は、というのがございます。これは、今、審議していただいたように「意見を付して妥当」とした事業は以下のとおり、という形で加瀬沼公園整備事業となります。意見の内容につきましては、部会長にご一任いただきまして文言整理をさせていただきますが、概略としては事業費を減額した計画である修正調書により事業を進めることという意見になろうかと思いますが、そういうことで「意見を付して事業継続妥当」と。

次のページ、別紙ということで、まず一つは、事業の実施に関して部会で出された意見ということで説明をさせていただきますと、まず審議対象事業の実施に関する意見として坂元川河川改修事業については、自然環境に十分留意しなさいというご意見が出ました。それで、ごらんのような意見を付しております。

それから、の大川河川改修事業。これは気仙沼の河川でございますが新月ダム中止に関連したもので、検討中の治水計画、これを早急に策定して事業の進捗を図るように努力しなさいと。

それから、23、24、25、これは地すべり対策でございますが、23から25の3事業については、人命に深くかかわる事業であるので、早期の事業完了を期待するというところでございました。

それから、30はの坂元川河川改修と一緒にやる事業でございますが、同じ意見でございます。自然環境に十分配慮しなさいということです。

それから、鹿島台・高清水線でございますが、これは国土調査がおくれているなかなか進んでないということで、国土調査の早期実施について小牛田町と調整を図って事業推進に努めなさいということ。

次に、出島バイパスでございます。これはB/Cと離島の特殊性ということから妥当となったわけでございますが、この事業の実施に際しては一層の経費削減に努め、自然との調和についても十分配慮するよう検討すること。

それから、ここに加瀬沼公園整備事業を加えさせていただきますと、とあるのは、先ほど委員の方々からご意見をいただきました自然環境に配慮するという旨の意見は、ここで言った方がいいのではないかと、そのように思います。

次のページでございますが、今までの実施しているそれぞれの事業に関してでございますけれども、今後の事業に対して一般的に意見が出されております。今後の事業、それから公共事業再評価の実施に関しての意見でございます。

河川事業については、長期化している事業については細分化するというのと、

もう一つは5年ごとの再評価の期間を適切な期間とするよう検討しなさいと。これは国との関係がございますが、そういう意見が出ております。

次に、ダム事業でございますが、これも長期にわたるということからダム事業に関する社会情勢の変化とか、流域生態系の変化に配慮した視点に留意して検討すること。

次に、道路事業については、詳細審議には入っておりませんでした。意見として出たものでございます。大規模店の立地等に関して、右折レーンを整備するときに費用負担とか用地提供の関係について整理しておく必要がある。

次に、街路事業については、費用対効果算出についてマニュアルの整備を検討しなさい。

次に、再評価調書についてでございますが、これは河川事業に関して意見が出たものでございますけれども、費用対効果算出時の前提条件を明記すること。これは、たしか河川事業をやるときにダム事業も含めてやるかやらないかというときに出了意見でございます。

次に、重点評価実施基準ですが、詳細審議や概略審議をやるときの基準でございますが、ダブルカウントになっているところがあるから修正検討しなさいということでございます。

以上が部会長と調整をさせていただいて、答申案として出させていただいたものでございます。

以上でございます。

森杉部会長 以上のような原案ですが、ご意見、あるいはご質問、いずれもお願いいたします。

田中委員 最後のページの(5)ですが、再評価調書の書き方に関連するんだと思うんですけども、分科会では複数回の予算変更をやっても直前のものしか書いてないんです。ですから1回やってしまうと、そこでもうゼロリセットになって始まるような感じになっていて、その前の経緯がよくわからない。もちろん貨幣価値が変わっているんで、例えば河川事業のようにものすごく長い期間になると書き方も難しいんでしょうけれども、ただ複数回のときのものも書いていただいた方がいいのかなというお話があって、例えば前回から予算変更した後に限ると、河川の場合は100年に一度の洪水とかという話でやっているわけですから、10年間の洪水を挙げてきてもしようがない場合もあるわけで、そこら辺でちょっと整合性がとれなくなってしまうところもあるので、やはり複数回の事業変更があるところは、もう少し丁寧に書いていただけないかというようなお話が分科会の中でございました。

森杉部会長 今の件は、よろしいですね。複数回の事業変更のある場合には、そのたびにどういう事業変更があったかということの経過ですね。どこに載せるのかよくわかりませんが書いてくださいと、こういうことですね。

行政評価室長 今の意見は、(5)に田中先生からお話あったような部分を追加するということですね。例えば、事業計画の変遷についても明記するということですね。

河川課長 今のご意見の件なんですけれども、どう表現していいか考えているのが一つあり

まして、といたしますのは先生ご存じのとおり河川というのは非常に長い計画がありますが、その中で事業費の変更というのも単に評価を見直して変更したというものもありますが、事業の内容自体も変わってきているといたしますか、昔の全体計画はその範囲しかなかったんですけれども、その後メニューが変わったとか、範囲が変わったとかということもあまして、要するに計画自体の変遷もありますので、過去事業費だけを見直して変わったとか複雑なことがございまして、個別にはご説明は可能だと思うんですが、それをどういうふうにあらわすかとなると非常に整理が難しいなという気がいたします。

田中委員 事業採択が昭和10年代とかになっていて、それが目につくわけです。それで、非常に長い中で何があったのかよくわからないというところがあって、どのように表現するかというのは難しいところもあるんでしょうけれども、検討願いたいと思います。

行政評価室長 これは、調整ということで了解いただいてよろしいでしょうか。この再評価調書については、今、田中先生からお話があったようなことを追加するということですね。その追加の仕方について今、河川課長の方からお話があったんですが。

田中委員 ええ、表現法が技術的に非常に難しいというのは重々わかってはいるんですけれども。

行政評価室長 これについては、後で文言整理ということでよろしいですか。

徳永委員 ちょっと幾つかあるんですが、まず3枚目の(別紙)の事業の実施に関する意見なんですが、最後の加瀬沼なんですが、先ほど「自然環境に配慮して」という表現でしたけれども、先ほど遠藤委員が言われたのは、より積極的に水質を改善していくとか、そこまで言われているのかなという気がしたので、ちょっとそこら辺を確認しておきたいなということと、それから最後のページですけれども、道路事業なんですが、これもこういうふうを書くのは書きにくいんですが、これはちょうど河川と対をなしているというか、本当に短い区間ごとに評価しているものですから、事業のそもそもの意義とかがわかりにくいんです。ですからそこら辺もう少し工夫して書き込んでいただけないかなというのは、前回からもいろいろ言わせていただいているんですが、道路における全体計画の中での位置づけをより明確にさせていただかないと、B/Cが出ない事業がいっぱい出てくるものですから、そこら辺検討していかないといけないのではないかと気がしております。それをここにどう書くかというのは、ちょっと難しいかもしれないんですが。

それと付随してもう一点は、どうしても交通量の伸びを全県一本でやられてると、これは、ちょっと無理があるのかなという感じがしますので、何かもう少し考えておかないといけないのかなという気がしております。そういう意味で(5)では「前提条件を明記すること」ということで、多分これは坂元のところなんかで片側交互通行になっている状態での交通量を基礎に算定されているということがあったと思うんですが、そういう意味で前提条件というのか、特記事項というのか、そういうところは表現上の問題ですが、前提条件といえば前提条件になるかもしれないし、

特記事項といえば特記事項かなというような言葉の問題です。

あともう一つ、道路事業で右折レーン等になっているんですが、右折レーンだけとも限らないので、付加レーンというような言い方の方がいいのかなという気がいたしました。

森杉部会長 ありがとうございました。

皆さん、今の件はどうですか。書くとしたら道路事業のところに書くんでしょうね。今の文章では「右折」と書いてありますが、必ずしも右折だけとは限らないので「付加レーン」という格好にしましょうと。これはよろしいですね。

次は、道路の場合、個別の事業を評価してますから全体の位置づけが欲しいというわけで、全体計画を付記してくださいという形です。

それから、需要予測の見直しの問題ですが、これは大変難しい問題です。機械的にやっていいかどうかということになってくるとまずいんですけども、これもまた難しい問題ですが、どうしましょう。

徳永委員 ここに書かなくてもいいんですが、内部的に検討していただきたいなど。

森杉部会長 そういう手がありますね、需要予測の問題については。現在、需要予測の値は、道路公団の問題を初めとして日本全国で大きな問題になっていますので。今、平成22年をやっているんですけどか、何%かで全県一律でふえるようになっているんですね。問題提起は、それは地域的にかなり無理があるんじゃないかということですね。そうすると、多分ポイントは事業の緊急性が著しく変わる可能性があるということです、どうしますか。以上のことを検討してくださいと、当面こういいますか。よろしいですか。

道路建設課長 当面の話なんでございますが、個別路線型のバックデータがどこまで整えられるかというのは、実はかなり心配の種でございます。中央路線等については、可能な限りそういったことを配慮した需要予測に努めていきたいと思っております。

徳永委員 個別路線ごとに伸び率を想定しなさいということではなくていいと思うんですが、明らかに仙台都市圏と地方部で同じ数字というのは、ちょっと説得力に欠ける部分があるものですから、もう既に人口が減少しているところで全県といいますが、仙台都市圏に引っ張られた数字を使っていくというのが果していいのでしょうか。

逆に地方部は地方部で現状でもまだ伸びている現実はあるんです。要するに一人1台で動いているということからいえば、ある意味では地方部でも伸びているということもあるのかもしれないんですが、だとすればそういう数字も出していかないと、多分一般市民的には人口が減れば車は減るだろうということにもなりますので、そういう裏づけも欲しいなということもあります。

その一方で地域全体としてどうしても減少するんだということであっても、ただその道路が幹線道路で全線にわたってすべて整備されれば状況はがらっと変わるといことは、数値的には表現しにくいんですけども説明しておく必要があるんだろうと思っていますが。

森杉部会長　今の件は、どうしますか。意見としてはわかります。議事録に残ることは問題ないんですけども、ここでは書きづらいですね。要するに需要予測について、よりもっともらしいと思われるような数字を出すよう心がけてくださいと、こういうことですか。

徳永委員　いわゆる説明責任という点から、そういう数字を出したときに、これが果してどういう意味を持つのかということ、今までみたいに全県一本でこれでやっていますからということでは、もう説明はつかない時代ではないかと思っていただければいいと思うんです。

道路建設課長　その方向で検討することにいたします。いずれ都市部ですとか地方部ですとか、ちょっと分析をさせていただきたいなと思います。
それから、各路線の特殊性というのもいろいろご説明させていただきましたが、そういったことも配慮できるものはすべきだろうなと感じております。可能な限り委員のご意見の方向で検討させていただきたいと思います。

森杉部会長　そういうことを議事録に残しておくということにしましょうか。ここに書くとしたら需要予測の見直しをお願いしますと、そんな感じですか。

行政評価室長　そうすると表現方法は後でということにしても、需要予測についてはここに記入すると。

森杉部会長　今のお話を聞いてますと、記入する方がいいんじゃないかと思うんです。いかがですか、皆さん。

最近、需要予測の値がどういうふうになっているかということが社会情勢とともに大きく変化していますよね。ですから社会情勢の変化を考慮しての予測値ですという説明責任があるのではないですかと、徳永先生のご意見はこういう問題提起だと思うんです。そうすると説明責任を果たすような需要予測の作業を試みてくださいと、中身としてはそういうご意見になると思うんです。少なくとも道路に関しては、これが最も重要なポイントですね。

ほかにどうぞ。この文章はいらないんじゃないかという削除の方でも結構ですから、どうぞ。

砂防水資源課長　確認しておきたいんですが、ダム事業で、再評価に当たってはダム事業に関する社会情勢の変化という言葉の意味合いと、流域の生態系を配慮したというのを再評価すると。何回も5年おきにやっていかなければならないのかと。例えば、環境アセスメントは実施前にもやりますし、それから最後に湛水試験のときもそういったものはチェックされますし、環境アセスメントについては事前にやって、これからダムをこういう形でつくりますよと、国民に問いかけをするという制度を国でつくりようとしていますし、十分事前に調査してスタートするわけです。そういった中で5年、10年と建設している間でまた評価するというのは、ちょっとわかりにくい感じがするんですが、その辺を教えていただきたいと思います。

森杉部会長 私の意見ですけれども、ダムはあらゆる事業の中で一番環境を破壊しやすいんです。そういう観点でしつこくダムに対してのみが環境アセスメントがなされているにもかかわらず改めて再度アセスメントどおりに着工されているかどうかということも含めてチェックをお願いしたいと、こういうことがこの背景にはあるんじゃないかと、私はそういうふうに理解しておりますけれども。ほかのものも確かにいつでもこういうことは気をつけなければならないのは当たり前で、事前にやっておられるということも当たり前なんですけど、しつこくダムについては特に環境破壊の面が強いという可能性がありますのでチェックをお願いしたいと、こういう意図だと思います。

砂防水資源課長 ということは、やりながらモニタリングをしていけということですか。

森杉部会長 そういうことです。

砂防水資源課長 社会情勢という中であったのは、脱ダムとか、そういうことを例に挙げておっしゃられてましたので、その辺を確認したいと思っているわけです。ですから水需要がなくなってきたというようなことでの社会情勢の変化でしたらわかるんですけども、脱ダムというまた別の次元の問題での社会情勢、そういうものではないということを確認しておきたいと思うんです。

森杉部会長 これは私、個人の意見ですけれども、脱ダムもこの中に入っても構いません。ただし、脱ダムに対しては私たち必ずしもイエスとは思いませんよと、こういう形のスタンスで情勢を判断すると、こういう形で結構だと思います。

あるいは、この会議の中で脱ダムであるべきだという議論が起きても全然おかしくはないと思っています。当然あってしかるべきだと思っていますが、そういうことを含めて賛成、反対、意見が分かれる場合もあるでしょう。要するに社会情勢そのものの中で、おっしゃったように最近の厳しい問題、水事情の問題などは切実な問題でありますけれども、そういうものを考慮いただきたいということも含めて、意見の中身そのものに対する賛成、反対ということについては、ここで言ってるわけではありませんから、ぜひその点ご留意をお願いしたいと、こんなふうに思っている文章です。

道路建設課長 意見の³⁰の主要地方道角田山元線で、「現況の豊かな自然環境に十分配慮すること」ということについてなんですけど、基本的にはこれ坂元側と共同事業でやっているという意味で基本的には河川環境が主であって、道路規格の中で環境に配慮するというのはなかなか難しいだろうと思うんですけども、この点はいわゆるですけど、河川環境ということの方がより強い認識であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

森杉部会長 おっしゃるとおりだと思いますが、しかし共同だから両方ともつけておこうと、こういうことです。片一方を削除しないとされたら削除できないわけでもない私は思っているんですけど、どうですか、皆さん。これはつけておきますか。共同事業だから両方とも念のためつけておきましょうと、こういうことで理解しています

が。

行政評価室長　今の件で、例えば と³⁰ を一緒に並べて、それに対する意見は「十分配慮」と、これならどうでしょうか。

森杉部会長　そうしましょう。

河川課長　先ほど田中先生からご意見があった事業の経過なんですけれども、それも参考のために調書等に記入するというのはできないことはないと思うんですけれども、ただ段階的に例えば5回くらい変更していると、5回記入しなければいけないということになると思うんですけれども、ただし今、再評価というのは5年に1回やっておりますが、現在価値で今までやってきた事業と今後残っている残事業というのを正確に把握して評価するというのは大切なことで、これはきちっとやらないといけません。逆に過去の部分までさかのぼっていくと、今、言いましたように何段階もありまして、はっきり言いますと事業形態そのものが変わったりしているんです。そのあたりについて何でこういうふうになったのかという、その辺を追求していくことは再評価の趣旨とはちょっと違うのではないかと考えていまして、ですから参考のために書くという意味合いなのかなと。そのあたりも含めて説明責任というか、本来はきちっと説明しなければいけないいでしょうけれども、その辺までいくとかなり奥深い議論になってくると思っております。過去についてどこまでこだわるのかということを確認しておきたいんです。

森杉部会長　間違っていたら訂正してください。

簡単に言いますと、過去の変更に関しても説明責任を要請いたします。

したがって、経過を述べられるとともになぜそれが変わったのかというご説明をいただきたいと思っております。その事業がどんなふうなプロセスできたのかということと、費用がどういう動きをしたのかということは、今、再評価するに当たって重要な情報ですから、そこは再評価の対象になっていると考えています。

過去のいろんな事例において費用の変更がなぜ起きたのかという形で、かなりの質疑応答が行われて、そして、それについては特に費用の見積もりについての改善策を要望するという形の意見も附帯したことがあったように思いますが、そういうものでありますから、再評価委員会の任務としては過去の費用の経過というものの背景がどういうものであったのかということをお伺いして、それについてのご説明をいただきたいと、こんなふうに思っている次第です。

河川課長　基本のスタンスとしては理解をいたしますが、一方で河川事業で今回の附帯意見のところ「適切な事業単位とすることを検討すべきだ」と書いておりました、全体となると非常に大きいものですから、これがベストかどうかわかりませんが、河川事業計画をもうちょっと近況で査定した具体化できる計画でやろうとしている。そうすると表現が縮小してしまうわけです。そういったときに過去のデータ、計画の変遷も全部記入して議論するのとか、そのあたりがちょっと不明確なところがありまして、もちろん説明は幾らでもいたしますけれども、再評価の趣旨としてどこまで求められるのかというのがわからなかったものですから。

森杉部会長 正直言いますと適当に判断していただきまして、主要と思われる項目をまずは列挙していただくという形でいいんです。それで、どうしても議論が集中してくるともう一回詳しいデータをくださいということになるかもわかりませんし、十分です、結構です、わかりましたということで終わっているのもあると思いますから、余りしゃくし定規にお考えいただかないで、適宜課長さん、部長さんのレベルで判断いただきまして、この辺でいいだろうという形で意思決定をしていただいて結構です。作業には結構な労力とかコストがかかると思いますので、それぞれに資料をつくるは大変だと思いますから、新しく整備期間を短くして事業を分割した場合には、メインとしては対象としている事業があって、概算としては全体的なものがあって、その中でこういうふうな位置づけになっていますというご説明をいただくという格好でいいと思います。

田中委員 今、森杉先生からお話がありましたけれども、私もしゃくし定規にこうということではないんです。ただ先ほど課長さんの方からもお話ありましたけれども、事業自体がものすごく変更している場合もありますし、あるいは事業自体は変わっていないけれども単価がものすごく上がって事業費が見直しになったものとか、そういうものが今までの審議であって、その辺を適宜示していただきたいと思います。10年前、5年前なりでゼロリセットになっていると経過が見えない。河川の方ではタイムスパンをもう少し短いイメージでということもあったわけですが、少なくとも今のところは比較的長い形で資料も出てきているわけですから、その流れでいうともうちょっと経過説明が必要な場合もあると。そういうものをある程度示していただくとよりわかりやすいという趣旨であります。

加藤委員 岩見課長さんにちょっとお伺いしたいんですが、河川事業の最後のところで「現在の5年ごとの再評価の期間を適切な期間とするよう検討すること」とあるんですが、これについては可能ですか。

河川課長 これは国の方との協議になります。ですから今、国のマニュアルに従うという前提でやっておりますけれども、それですとお約束はできないといえますか、ただこのあたりはどうするか、マニュアルに該当しなくても県としてもうちょっと違う状況で見てやるのか、その辺の議論はあると思うんですけれども、今、はっきりとは申し上げられませんが、国の方にもこういう意見が評価委員会で出されたということは伝えておりますし、今後どうすれば最適なものがなされるかということを考えていかなければならないとは思っております。

加藤委員 国の方の基準とは関係なく5年ごとに県は再評価やりますと。ただ、再評価した分については委員会にすべてかけませんと。10年ごとぐらいにかけると、こういう2段階的なことも考えられますか。そういう方法はできないんですか。

行政評価室長 うちの方の規則上は、国の指針等に沿うという趣旨のものがございます。今、持ってきてないんですが、この規則に定めるほか国の指針等に準じてやるという決め方はしております。ですから、これに関して国の方で例えばこういう場合にはこれ

でいいという形をいただかないと、国との事業認可の関係で、こちらだけやめておくというわけにはいかないのかなと。

河川課長 もう一つ補足しますと、国が入った中でこういう議論になったというのは、一つはそういった意見は片方あります。ですから片方の意見として今、事業の早期発現効果ということからしますと、つまり短期集中、短期で効果を出すと。予算が非常に厳しい状況ですので、そういう世の中の要請は片方であるんです。ですから5年というのを逆に延ばしていいのかという反対意見をお持ちの方もいらっしゃるということで、なかなかこれはすぐには解決できない部分でございます。

加藤委員 ただ、そもそもこの再評価制度というのは、時のアセスメントのような形で始まったわけです。ところが始まってから国も、宮城県などは特に事業費がどんどん減ってきています。そうしますと幾らアセスメントのチェックをやっても、実態に合わせられないような状況になっているわけです。

それで、先ほども出てきたように、こういう評価をやりながらチェックする形の部分が時間的にかなり多くなっていくと思うんです。国としては、こういう状況になって再評価制度というものを少し見直す考えを持っているのか、持っていないのかというのは、どこで聞けばわかるんでしょうか。

森杉部会長 私が答えます。要するに技術的な再評価を含む評価委員会というものは、国の方で学識経験者が集めてやっていますが、要するに今や時のアセスメントという発想での再評価ではなくて、完全に行政評価の一環の中であらゆる事業については事前、再、事後評価を行って、それを公表することが現在の行政の説明責任であると、こういう位置づけでやっていますから、依然としてこれを続けていくという形の方向だと思うんです。

ただ、5年がいいか10年がいいかというのはちょっと問題でして、これは先ほどおっしゃったように河川を5年に1回やるのではたまったものではないんで、やめましょうと、こういう意見がいろんなところで出てくるだろうと思うんです。そういう見直しは出るかもわかりません。

それから、再評価の定義です。

再評価というのは、自動的に5年遅れたものでもいいかどうかということをチェックするということなんですけれども、こういうものをどうするかということも検討課題にはなっていますが、今のところなかなかうまく整理できてないように思います。そんなところではないかと。

加藤委員 今、部会長がおっしゃられたような内容でしたら、そもそも再評価のシステムのところから少し国全体としても見直すとか、基準はどういうものを取り上げるとか、何か必要な感じもするんですが。

森杉部会長 総務省の行政白書というところをダウンロードしますと、500ページぐらいの行政白書が出ているんです。それを見ますと、そういうことまで一部分書いてあったように思います。ただし、どう検討するかはそこには書いてないです。500ページですから市販してなくて、コンピューターからプリントアウトする以外ないみ

たいですが、そこに出てまして、B / Cの値も全部出てます。我々の任務としては重要な参考文献ではないかと思っていますけれども。

沼倉委員 再評価ですので確認作業というのも必要だと思うんです。確かに河川の事業というのは長期にわたるんですけども、5年ごとでも例えば以前のB / Cとそう変わりがなかったか、工事自体で余り変わりがなかったということが簡便的に見られるように工夫していただければ、仮に上がってくる事業が多くても、それは確認作業ということで我々の方で簡単に結論づけることができるようなものができるといいなと思うんですが。あくまでも再評価ですので、確認ということをするということにも意義があるとは思いますが。そういう意味では5年でもいいのかなというのが意見でございます。

森杉部会長 今は、評価委員会そのものの評価をやっていると、こういうことですね。

徳永委員 私、ちょっと言葉の問題で、言葉の問題だけではないのかもしれないんですが、まず今のページなんですけど、これは事業そのものに対する意見と、それから再評価と対する意見と二つが入ってるわけです。そういうことで見たときに、(1)は「河川事業については」と書き出していますが、河川事業の再評価についてはということなのかなと。逆に(2)のダム事業は、この視点というのは我々が調書を見るときにこういう立場で見なさいということなのかなという感じもするぐらいなんですけど、ひょっとしたらダム事業そのものに対する意見なのかなと。ちょっとそこら辺が非常にあいまいな表現になっているかなという気がするんですけども。

それから、一番最後の(6)の文章なんですけど、これは見る人が見ればわかるんですが、ちょっと意味不明な文章なものですから、多分正確に書こうとすると「事業進捗度と事業工程乖離度において進捗の遅れがダブルカウントになっている」ということで、「そのうちの事業工程乖離度を見直しなさい」ということなのかなと。

森杉部会長 ありがとうございます。室長、よろしくお願いします。

公園緑地室長 先ほどお話がありました加瀬沼の水質の改善、保全ということについてでございますけれども、ご存じのように加瀬沼につきましては閉鎖性水域であり、流入水源といったものも多く持っていないということで、水の循環が非常に少ないといえますが、ほとんどない沼でございます。そういったことで水質に関する諸問題は確かにございますけれども、それを改善、保全していくというのは相当困難ではないかなと。これから関係機関ともいろいろ協議はしていかなければならないとは思いますが、コスト面とかを考えた場合には、相当難しいということをお含みいただければと思います。

長田委員 前回、私が水質の浄化に取り組めないのですかという質問をしたときに、たしか沼に関しては多賀城の管轄だというお返事をいただいたんです。県はそれにタッチできないみたいなニュアンスだったんですが、皆さんからも水質についての意見が出されてますので、これは多賀城市に申し入れるとか、関係各機関に申し入れるという形で、入れていただいた方がいいのではないかなと思います。

公園緑地室長 湖面につきましては、現在多賀城市が管理をしております。最終的には都市公園の一部になりまして県の管理ということになるかと思えます。そういったこともありますが、多賀城市も含めまして環境保全関係の部局、そういったところと協議はしてみたいなと思えます。

森杉部会長 閉鎖水域ですから難しいということですね、それはよくわかります。ただ流入物をなるべくコントロールできないかとか、下水整備がどの程度行われているのかわかりませんが、そういうところとか、コスト削減しなさいと一生懸命言っているんですから、それでここに幾ら使ってもいいですよというわけにはいきませんから、適宜水質の改善に留意いただければ、それで恐らくここで申し上げたい趣旨には合うのではないかと、そんなふうに思っています。

遠藤委員 都市公園の名称が「加瀬公園」でしたら構わないと思うんですけれども、「加瀬沼」という「沼」の字もついている公園で、水質がどんどん汚れていくということは、もしかすると夏の暑い時に周辺住民の皆さんから苦情なりという事態にもなりかねないと思えます。逆に今、これ以上悪くしないという前提で施策をしていけば、全体を改修する作業よりは経費はかからないで済むのではないかなと、そんなふうに思います。あれは、どんどん悪くなっていったら悪臭なりという格好にもなるのではないかなと、そんなふうに見せてもらったものですから、特に今以上に悪くならないでほしいなという願いを込めてのお願いということで、聞き入れてもらえればと思います。

森杉部会長 よろしいですか。本日の答申案と個人のご意見、を最終的に答申そのものは私の方に一任いただきまして、文章そのものをつくっていきたくと思えますが、その趣旨を含めて本日の原案、それにお認めいただきました修正案を追加した形での答申案をここで承認いただきたいと思えますが、よろしいですか。

ありがとうございました。

以上をもちまして、今年度の我々の公共事業評価部会は大変な重労働の上、完了いたしました。皆様、大変なご協力ありがとうございました。

事務局 それでは、事務局の方からご説明させていただきます。

ただいまご承認いただきました答申案につきましては、最終的に部会長と事務局で調整させていただいた上で、10月29日に森杉部会長から知事へ答申をしていただく予定になっております。また、答申文につきましては、事前に委員にお送り致しますので、内容を御確認下さい。あと、お手元に前回、第4回部会の議事録をお配りしております。内容を御確認の上、修正等ございましたら、同封してあります返信用封筒で今月中にお送りいただきたいと思えます。お手数をおかけ致しますが、宜しくお願い致します。

司 会 それでは、以上をもちまして、第5回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了致します。本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 遠藤勝彦印

議事録署名委員 沼倉雅枝印